補助要件確認書

【補助対象者対象要件】※ 該当する場合、□に✓を入れてください。すべて該当することが補助対象者の要件となります。

個人事業主であり、所得税法第229条に規定する個人事業の開業届の控えを提示することができます。

逗子市外に居住しています。

個人事業の開業届に記載の「納税地」及び「上記以外の住所地・事業所等」がいずれも逗子市内ではありません。

逗子市で実施するワーケーションに対して、国・県その他の公的機関から同種の補助金等を重複して交付を受けていません。

逗子市暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第２条第２項に規定する暴力団員、同条第３項に規定する暴力団員等に該当しません。

【補助要件】※ 該当する場合、□に✓を入れてください。すべて該当することが補助の要件となります。

補助対象期間内に２回以上、逗子市内でワーケーションを実施します。

実施するワーケーションのうち１回以上に、役員が１名以上参加します。

滞在期間中又は滞在後に逗子市の関係者などと1回以上の情報交換、交流等を行います。

ワーケーションの実施をSNSやホームページ等で紹介し、逗子市の魅力を拡散します。

ワーケーションの実施後、アンケート調査に回答します。

補助対象者要件、補助要件のすべてに該当することを確認しました。

氏　名